

上三川町放課後児童クラブ指定管理者募集に係る質問及び回答

6/26(木)現地視察時における質問及び回答

質問 番号	書類名	書類 ページ	質問項目	質問	回答
1	募集要項	5	9 申請書類 (5)プレゼンテーション用資料	プレゼンテーション用資料は何を指すのか。	8月5日(火)にプレゼンテーション(2次審査)を行います が、その資料を指しております。委員に事前に配布すること で、提案内容の理解を深めることを目的に提出をお願いし ております。 プレゼンテーション用資料の様式については、独自の様式 で構いません。(当日はプロジェクターとスクリーンを用意し ますので、パソコン等をお持ちいただきプレゼンをお願いい たします。) また当日の会議開始時間は午後6時30分を目安としており ますので、ご対応をお願いします。
2	仕様書	7	13 経理等に関す る事項 (1) 指定管理料 (2) 保育料	保育料は指定管理料に含まれているか。 また、保育料は指定管理者の収入として良いのか。	保育料については、指定管理料に含まれておりません。(町 が想定する全体の費用から保育料として収入する見込みの 額を除いた額が指定管理料となります。) また、保育料については指定管理者の収入となります。
3	仕様書	7	13 経理等に関す る事項 (1) 指定管理料 (2) 保育料	おやつ代は指定管理料から支出するのか。	おやつ代については、保育料に含まれているため、実費の 扱いですが、実質的な支出としては指定管理料から支払う こととなります。

4	仕様書	8	15 物品に関する事項	現在各学童に置いてあるおもちゃや本などは残るのか。	現在(令和3年度から令和7年度まで)の指定管理者との協定では、指定管理料により購入したときは、町の所有に帰属するとなっているため、おもちゃや本は残っているものとして考えていただいて構いません。 ただし、次期(令和8年度から令和12年度まで)からは、指定管理料により購入した場合、指定管理者の所有に帰属すると変更しましたので、ご注意ください。
5	仕様書	9	16 管理物件及び物品の損傷・滅失に関する事項	部屋の蛍光灯は指定管理者で替えるのか。	蛍光灯の製造中止の報道に伴い、学童施設においてもLED化の検討をしておりますが、現在は未定となります。 また、蛍光灯が切れた場合の消耗品の交換については、指定管理者で行っていただきます。
6	仕様書		別表1	登録者に対する1日の利用人数はどのくらいか。	上三川小第3学童クラブでは、登録者数が月額65名、日額15名(4月1日現在)に対して、利用者は月額51名、日額2名(6月28日)となっております。
7			その他	学校外で学童を行っている施設について、車での送迎はあるのか。	現在、車での送迎は行っておりません。
8			その他	防犯カメラは指定管理者で設置するのか。	防犯カメラについては、指定管理者で設置することはありません。必要に応じて町が設置の検討をいたします。

9			その他	学校内の学童について、校庭は使用できるのか。	各学校との取決め書(学校、上三川町、指定管理者の3者)を結んでおり、その中で校庭等の使用に関する条項を定めております。下記にその例を記載いたします。(あくまでも現指定管理期間の条項であり、次期指定管理期間では協議を行い使用に関するルールを定める予定となっております。) (校庭等の使用) 第1条 校庭及び遊具施設等は、甲(学校)の承認を得て、学校の教育活動等及びスポーツ少年団等の活動に支障をきたさぬように使用する。 2 体育館は、甲(学校)の承認を得て使用する。 3 小学校体育倉庫等にある遊具(ボール等)は使用しない。
10			その他	学校内で行っている学童の教室は学校の別用途(多目的室等)との兼用か、それとも学童専用か。	すべて学童専用の部屋となります。
11			その他	駐車場は無料か。	一部の学童の駐車場については、町所有ではない箇所もありますが、駐車場はすべて無料となっております。

※ 上記の質問は現地視察時に出たものであり、7月2日(水)午後5時締切の質問事項とは別となりますのでご注意願います。